

## お客様宅内での作業に関する規約

沖縄セルラー電話株式会社(以下「当社」といいます。)が提供するサービスに関連して、お客様の住居、事務所等(以下「お客様宅」といいます。)において作業を行う場合があります。この「お客様宅内での作業に関する規約」(以下「本規約」といいます。)は、かかる作業を行うにあたっての当社の責任等を定めたものです。

### (対象となる作業)

1. 本規約は、以下の当社サービス及び工事等に関してお客様宅において当社が行う、機器等の設置・設定、障害発生時における保守作業その他の作業(以下「本作業」といいます。)を対象とします。
  - (1) FTTH サービス契約約款に定める FTTH サービス
  - (2) かけつけ設定サポートに関する契約条項に定める工事等

### (本作業の範囲)

2. 本作業の範囲は、当社が別途お客様に提示する見積書に定めるとおりとし、お客様宅内にある物品の移動等本作業の範囲に含まれない作業(以下「対象外作業」といいます。)が本作業のために必要となった場合は、お客様の責任において行っていただきます。なお、お客様の依頼により当社が対象外作業を行った場合であっても、当社は、当該対象外作業の結果について何ら責任を負うものではありません。

### (本作業の委託)

3. 当社は、本作業を工事業者等(以下「委託先」といいます。)に委託することができます。

### (事前準備)

4. お客様は、本作業のためにお客様宅に伺った当社または委託先の作業員(以下「作業員」といいます。)が速やかに本作業に着手できるよう、必要な準備を完了しておくものとします。  
また、本作業の範囲にお客様のパソコン等の設定作業が含まれている場合は、お客様は、当該作業の対象となるパソコン等に保存されているデータのバックアップを予め行っておくものとします。

### (事前確認事項)

5. 作業員は、本作業に着手する前に、お客様と以下の各号の事項についての確認を行うものとします。
  - (1) 本作業の内容、手順
  - (2) 本作業に関係するお客様宅およびお客様宅内の物品の損傷の有無

(3) お客様宅内で本作業を実施する上で危険な場所の有無

(本作業の中止)

6. 当社は、次の各号に該当する場合は、本作業に着手したか否かにかかわらず、本作業を中止することができるものとします。
- (1) 第4条に定める事前準備がなされていない等、作業員が本作業に着手できず、または本作業を継続できない相当の事由があるとき(但し、当社の責に帰すべき事由による場合は除きます。)
  - (2) お客様宅またはお客様宅内の物品に損害を与える可能性が高い作業を行う必要が生じたとき

(本作業終了時の確認等)

7. お客様は、本作業の終了後すみやかに本作業の内容について確認を行うものとします。また、お客様は、本作業の終了後、作業員立会いのもと、お客様宅またはお客様宅内の物品に損傷の有無についての確認を行い、当社が実施した本作業または対象外作業により生じたと考えられる損傷を発見したときは直ちに当該作業員に申告するものとします。

(免責)

8. 当社は、お客様に生じた次の各号の損害について、賠償責任を負わないものとします。
- (1) お客様のパソコン等に保存されているデータの破損または消失
  - (2) お客様宅またはお客様宅内の物品に生じた損傷で、前条の申告がなされなかったもの(但し、当社に故意または重過失があった場合は除きます。)
  - (3) 対象外作業により生じたお客様宅またはお客様宅内の物品の損傷(但し、当社に故意または重過失があった場合は除きます。)

附則

(適用期日)

この本規約は、2010年3月14日から適用します。